

指 摘 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
行財政局 市の保有する土地に関する事務執行状況について (5) 普通財産の一元管理について 〔指摘-10〕 用途廃止によって生じた普通財産の所管部局から行財政局管財課への所管換が速やかに行われ、一元管理による土地の有効活用を図ることができる体制を構築すべきである。 (行財政局)	普通財産は原則として、行財政局が引き継ぎを受けて一元管理をすることとなっている。 しかしながら、各部局の長の管理のもとに残す方がよいと判断されるものについては、各部局の長が管理しているところである。 所管局の管理に委ねているものも含めて、公有財産台帳の管理は管財課で一元的に行っており、財産の運用（貸付・許可）にあたっては管財課の合議審査を経ることとして、統一的な扱いができるようにしている。さらに、財産の処分にあっては、競争入札を管財課で一元的に行うことを原則としている。 平成 25 年度からは普通財産の貸付についても管財課で一元的に競争入札を年 2 回実施している。 各部局が管理する未利用地を管財課で集約し、イントラネットに掲載し、市内部での有効活用を促す取り組みを従来から行ってきたが、平成 27 年 4 月からはイントラネットに掲載する物件情報をより詳細なものに拡充している。 以上のように、所管局で管理している財産についても、台帳管理、運用、処分の面で管財課が情報管理をしている。特に、処分・貸付にあたっては管財課で一元的に入札を実施する制度を整えるなど、土地の有効活用を図ることに関しては一元的な管理体制によるものと同等の取り組みを行っている。	他の方法 で対応